

おおさか ふ きょういく いんかいしやう りゆう さべつ かいしやう すいしん かん しよくいんたいおうようこう しんきゆうたいしやうひやう
 大阪府 教育委員会 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要綱 新旧対照表

改正案	現 行
<p>しゅし (趣旨)</p> <p>だい じやう 第1条 この要綱は、<u>しょうがい</u>を理由とする差別の解消の推進に関する法律</p> <p>へいせい ねんほうりつだい ごう い か ほう (平成25年法律第65号。以下「法」という。) だい じやう きてい じこう 第7条 に規定する事項について、</p> <p>おおさかふきやういくいんかいしやうが りゆう さべつ かいしやう すいしん かん しよくいんたいおう 大阪府教育委員会障 害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応</p> <p>きてい へいせい ねんおおさかふきやういくいんかいくんれいだい ごう い か きてい きた 規程 (平成28年大阪府教育委員会訓令第11号。以下「規程」という。) に定め</p> <p>るもののほか、職員が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>りゆういじこう (留意事項)</p> <p>だい じやう きていだい じやう きた ふとう きべつてきとりあつか きんしおよ ごうりてきはいりよ 第2条 規程第2条 に定める不当な差別的取 扱いの禁止及び合理的配慮の</p> <p>ていきやう さい りゆういじこう べっし かか じこう 提供に際しての留意事項は、別紙に掲げる事項とする。</p> <p>べっしちゆう のぞ きさい ないよう じっし ばあい 2 別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であって</p> <p>ほう はん はんたん も、法に反すると判断されることはないが、障 害者基本法 (昭和45年法律第</p> <p>ごう きほんてき りねんおよ ほう もくてき ふ と く のぞ 84号) の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望ま</p>	<p>しゅし (趣旨)</p> <p>だい じやう 第1条 この要綱は、<u>しょうがい</u>を理由とする差別の解消の推進に関する法律</p> <p>へいせい ねんほうりつだい ごう だい じやう きてい じこう おおさかふきやういく (平成25年法律第65号。) 第7条 に規定する事項について、大阪府教育</p> <p>いんかいしやうが りゆう さべつ かいしやう すいしん かん しよくいんたいおうきてい へいせい 委員会障 害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程 (平成28</p> <p>ねんおおさかふきやういくいんかいくんれいだい ごう い か きてい きた 年大阪府教育委員会訓令第11号。以下「規程」という。) に定めるもののほか、</p> <p>しよくいん てきせつ たいおう ひつよう じこう きた 職員が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>りゆういじこう (留意事項)</p> <p>だい じやう きていだい じやう きた ふとう きべつてきとりあつか きんしおよ ごうりてきはいりよ 第2条 規程第2条 に定める不当な差別的取 扱いの禁止及び合理的配慮の</p> <p>ていきやう さい りゆういじこう べっし かか じこう 提供に際しての留意事項は、別紙に掲げる事項とする。</p> <p>べっしちゆう のぞ きさい ないよう じっし ばあい 2 別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であって</p> <p>ほう はん はんたん も、法に反すると判断されることはないが、障 害者基本法 (昭和45年法律第</p> <p>ごう きほんてき りねんおよ ほう もくてき ふ と く のぞ 84号) の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望ま</p>

れることを意味する。

3 規程第3条第2項に定める措置には、合理的配慮の必要性が確認された

場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導す

ることを含む。

(懲戒処分等)

第3条 職員が、障がい者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な

負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によつ

ては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒

処分等に付されることがある。

(相談体制の整備)

第4条 職員による障がいを理由とする差別に関する障がい者及びその

家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、教育庁に、別表

のとおり相談窓口を置く。

2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面の

れることを意味する。

3 規程第3条第2項に定める措置には、合理的配慮の必要性が確認された

場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導す

ることを含む。

(懲戒処分等)

第3条 職員が、障がい者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な

負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によつて

は、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分

等に付されることがある。

(相談体制の整備)

第4条 職員による障がいを理由とする差別に関する障がい者及びその

家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、教育庁に、別表

のとおり相談窓口を置く。

2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面の

ほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

(研修・啓発)

第5条 障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、

法や障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月

14日閣議決定。）等の周知や、障がい者から話を聞く機会を設けるなど必要

な研修・啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対しては、障がいを理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに管理職となった

職員に対しては、障がいを理由とする差別の解消等に関し求められる役割

ほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

(研修・啓発)

第5条 障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、

必要な研修・啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対しては、障がいを理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに管理職となった

職員に対しては、障がいを理由とする差別の解消等に関し求められる役割

について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。

3 職員に対し、障がいの特性を理解させるとともに、性別や年齢等にも配慮

しつつ障がい者に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により、

意識の啓発を図る。

について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。

3 職員に対し、障がいの特性を理解させるとともに、障がい者へ適切に

対応するために必要なマニュアル等の活用により、意識の啓発を図る。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別紙 大阪府教育委員会 障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応に係る留意事項 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方</p> <p>法は、障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サー ビスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを 制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けることなどによ り、障がい者の権利利益を侵害することを禁止している。なお、車椅子、補助犬 その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するため その手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障がいを理由 とする不当な差別的取扱いに該当する。</p>	<p>第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方</p> <p>法は、障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サー ビスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを 制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けることなどによ り、障がい者の権利利益を侵害することを禁止している。</p>
<p>また、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別 の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障がい者を障がい者 でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定され た障がい者に対する合理的配慮の提供による障がい者でない者との異なる 取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮</p>	<p>ただし、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な 特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障がい者を障が い者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定 された障がい者に対する合理的配慮の提供による障がい者でない者との異 なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに</p>

しつづ 障がい者に障がいの状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障がい者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障がい者でないものより不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障がい者に対して、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。大阪府教育委員会においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障がい者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び大阪府教育委員会の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて

はいりよ 配慮しつづ 障がい者に障がいの状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障がい者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障がい者でないものより不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障がい者に対して、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。大阪府教育委員会においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障がい者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び大阪府教育委員会の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて

総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を丁寧

に説明するものとし、理解を得よう努めることが望ましい。その際、職員と

障がい者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが

求められる。

第3 不当な差別的取扱いの例

正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び

正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は

以下のとおりである。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、これ

らの例だけに限られるものではないこと、正当な理由に相当するか否かについて

は、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であるこ

と、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的

配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意する。

(正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例)

総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を説明

するものとし、理解を得よう努めることが望ましい。

第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のようなものが考えられる。

なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、

個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例に

ついては、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それら

はあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないこ

とに留意する必要がある。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- ・ 障がいがあることを理由として、一律に窓口対応を拒否する。
- ・ 障がいがあることを理由として、一律に対応の順序を後回しにする。
- ・ 障がいがあることを理由として、一律に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒んだり、資料等に関する必要な説明を省いたりする。
- ・ 障がいがあることを理由として、一律に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- ・ 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障がいを理由に、来庁や説明会等の際に付添者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、障がいを理由に付添者の同行を拒む。
- ・ 障がいの種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否する。
- ・ 業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障がい者でない者とは異なる場所での対応を行う。
- ・ 障がいがあることを理由として、障がい者に対して、言葉遣いや接客の

- ・ 障がいを理由に窓口対応を拒否する。
- ・ 障がいを理由に対応の順序を後回しにする。
- ・ 障がいを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- ・ 障がいを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- ・ 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障がいを理由に、来庁や説明会等の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けた
り、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

たいど いちりつ せつぐう しつ さ
態度など一律に接遇の質を下げる。

せいとう りゆう ふとう さべつてきとりあつか がいとう かんが れい
(正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例)

- じっしゅう ともな こうざ じっしゅう ひつよう さぎょう すいこうじょうぐたいてき きけん
実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の

はっせい み こ まれる しょう とくせい しょう しゃ たい とうがいじっしゅう べつ
発生が見込まれる障がい特性のある障がい者に対し、当該実習とは別

じっしゅう せつてい しょう しゃほんにん あんぜんかくほ かんてん
の実習を設定する。(障がい者本人の安全確保の観点)

- くるまいす りようしゃ たたみじ こしつ きぼう さい しきもの し とう たたみ ほご
車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した際に、敷物を敷く等、畳を保護

たいおう おこな ぎょうせいきかん そんがいはっせい ぼうし かんてん
するための対応を行う。(行政機関の損害発生の防止の観点)

- ぎょうせいてつづき おこな しょう しゃほんにん どうこう もの だいひつ
行政手続を行うため、障がい者本人に同行した者が代筆しようとした

さい ひつよう はんい はいりよ しょう しゃほんにん たい しょう
際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障がい者本人に対し障

じょうきょう ほんにん てつづき い しょう かくにん しょう しゃほんにん そんがい
がいの状況や本人の手続の意思等を確認する。(障がい者本人の損害

はっせい ぼうし かんてん
発生の防止の観点)

だい 4 ごうりてきはいりよ きほんてき かんが かつ 第4 合理的配慮の基本的な考え方

- しょうがいしゃ けんり かん じょうやく い か けんりじょうやく だい じょう
1 障害者の権利に関する条約(以下「権利条約」という。)第2条におい

ごうりてきはいりよ しょうがいしゃ た もの びょうどう きそ すべ じんけんおよ
て、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及

だい 4 ごうりてきはいりよ きほんてき かんが かつ 第4 合理的配慮の基本的な考え方

- しょうがいしゃ けんり かん じょうやく い か けんりじょうやく だい じょう
1 障害者の権利に関する条約(以下「権利条約」という。)第2条におい

ごうりてきはいりよ しょうがいしゃ た もの びょうどう きそ すべ じんけんおよ
て、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及

きほんてきじゆう きょうゆう また こうし かくほ ひつよう てきとう
び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な

へんこうおよ ちょうせい とくてい ばあい ひつよう
変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、

きんこう しつ また かど ふたん か ていぎ
均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

ほう けんりじょうやく ごうりてきはいりよ ていぎ ふ ぎょうせいきかんとく たい
法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、

じ むまた じぎょう おこな あ ここ ばめん しょう しゃ げん
その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から現に

しゃかいてきしょうへき じょきよ ひつよう わね いし ひょうめい ばあい
社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合におい

じっし ともな ふたん かじゅう しょう しゃ けんりりえき しんが
て、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害す

ることとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行

うことを求めている。合理的配慮は、障がい者が受ける制限は、障がいのみ

きいん しゃかい さまざま しょうへき あいたい
に起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって

しょう 生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障

がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者が個々の場面に

ひつよう しゃかいてきしょうへき じょきよ ひつよう ごうりてき とりくみ
において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組

であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

きほんてきじゆう きょうゆう また こうし かくほ ひつよう てきとう
び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な

へんこうおよ ちょうせい とくてい ばあい ひつよう
変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、

きんこう しつ また かど ふたん か ていぎ
均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

ほう けんりじょうやく ごうりてきはいりよ ていぎ ふ ぎょうせいきかんとく たい
法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、

じ むまた じぎょう おこな あ ここ ばめん しょう しゃ げん
その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から現に

しゃかいてきしょうへき じょきよ ひつよう わね いし ひょうめい ばあい
社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合におい

じっし ともな ふたん かじゅう しょう しゃ けんりりえき しんが
て、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害す

ることとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行

うことを求めている。合理的配慮は、障がい者が受ける制限は、障がいのみ

きいん しゃかい さまざま しょうへき あいたい
に起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって

しょう 生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障

がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者が個々の場面に

ひつよう しゃかいてきしょうへき じょきよ ひつよう ごうりてき とりくみ
において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組

であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

ごうりてきはいりよ おおさかふきょういくいんかい じ むまた じぎょう もくてき ないよう き のう て
合理的配慮は、大阪府教育委員会の事務又は事業の目的・内容・機能に照

ら^{ひつよう}し、必要とされる^{はんい}範囲で^{ほんらい}本来の^{ぎょうむ}業務に^{ふずい}付随するものに^{かぎ}限られること、^{しょう}障が

い^{しゃ}者でない^{もの}者との^{ひかく}比較において^{どうとう}同等の^{きかい}機会の^{ていきょう}提供を受けるためのものである

こと、^{じむまた}事務又は^{じぎょう}事業の^{もくてき}目的・^{ないよう}内容・^{きのう}機能の本質的な^{ほんしつてき}変更には^{へんこう}及ばないことに

留意する必要がある。

2 合理的^{ごうりてきはいりよ}配慮は、^{しょう}障がいの^{とくせい}特性や^{しゃかいてきしょうへき}社会的障壁の^{じよきよ}除去が^{もと}求められる^{ぐたいてき}具体的

^{ばめん}場面や^{じょうきよう}状況に^{おう}応じて^{こと}異なり、^{たよう}多様かつ^{こべつせい}個別性の^{たか}高いものであり、^{とうがいしょう}当該障が

い^{しゃ}者が^{げん}現に^お置かれている^{じょうきよう}状況を^ふ踏まえ、^{しゃかいてきしょうへき}社会的障壁の^{じよきよ}除去のための^{しゅだん}手段

^{およ}及び^{ほうほう}方法について、「^{だい}第5 ^{かじゅう}過重な^{ふたん}負担の^{きほんてき}基本的な^{かんが}考^{かた}え方」に^{かか}掲げる^{ようそ}要素を

^{こうりよ}考慮し、^{だいたいそ}代替措置の^ち選択も^{せんたく}含め、^{そうほう}双方の^{けんせつてきたいわ}建設的対話による^{そうごりかい}相互理解を通じて、

^{ひつよう}必要かつ^{ごうりてき}合理的な^{はんい}範囲で、^{じゅうなん}柔軟に^{たいおう}対応が^{ごうりてき}なされるものである。さらに、^{ごうりてき}合理的

^{はいりよ}配慮の内容は、^{ないよう}技術の^{ぎじゆつ}進展、^{しんてん}社会情勢の^{しゃかいじょうせい}変化等に^{へんかとう}応じて^{おう}変わり得るものであ

^{ごうりてきはいりよ}る。合理的^{ていきょう}配慮の^あ提供に^{しょう}当たっては、^{しゃ}障がいの^{せいべつ}性別、^{ねんれい}年齢、^{じょうたいとう}状態等に^{はいりよ}配慮

するものとする。

なお、^{ごうりてきはいりよ}合理的^{ひつよう}配慮を^{しょう}必要とする^{しゃ}障がいの^{たすうみ}多数見^こ込まれる^{ぼあい}場合、^{しょう}障がいの^{しゃ}者

との^{かんけいせい}関係性が^{ちようき}長^{ばあいとう}期にわたる^{つど}場合等には、^{ごうりてきはいりよ}その都度の^{ていきょう}合理的^{べつ}配慮の^{ていきょう}提供とは別

2 合理的^{ごうりてきはいりよ}配慮は、^{おおさかふきやういくいんかい}大阪府^{じむまた}教育委員会^{じぎょう}の^{もくてき}事務又は^{ないよう}事業の^{きのう}目的・^て機能に照

ら^{ひつよう}し、必要とされる^{はんい}範囲で^{ほんらい}本来の^{ぎょうむ}業務に^{ふずい}付随するものに^{かぎ}限られること、^{しょう}障が

い^{しゃ}者でない^{もの}者との^{ひかく}比較において^{どうとう}同等の^{きかい}機会の^{ていきょう}提供を受けるためのものである

こと、^{じむまた}事務又は^{じぎょう}事業の^{もくてき}目的・^{ないよう}内容・^{きのう}機能の本質的な^{ほんしつてき}変更には^{へんこう}及ばないことに

留意する必要がある。その提供に当たってはこれらの点に留意した上で、

^{とうがいしょう}当該障がいの^{しゃ}者が^{げん}現に^お置かれている^{じょうきよう}状況を^ふ踏まえ、^{しゃかいてきしょうへき}社会的障壁の^{じよきよ}除去のため

^{しゅだん}の手段及び^{ほうほう}方法について、^{とうがいしょう}当該障がいの^{しゃ}本人の^{いこう}意向を^{そんちよう}尊重し^{だい}つつ「第5

^{かじゅう}過重な^{ふたん}負担の^{きほんてき}基本的な^{かんが}考^{かた}え方」に^{かか}掲げる^{ようそ}要素を^{こうりよ}考慮し、^{だいたいそ}代替措置の^ち選択も^{せんたく}含

め、^{そうほう}双方の^{けんせつてきたいわ}建設的対話による^{そうごりかい}相互理解を通じて、^{ひつよう}必要かつ^{ごうりてき}合理的な^{はんい}範囲で、

^{じゅうなん}柔軟に^{たいおう}対応が^{ひつよう}なされる必要がある。建設的対話に当たっては、障がいの者に

とっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障が

しゃ しょくいん とも かんが そうほう たが じょうきょう りかい つと
い者と職員が共に考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努め

じゅうよう たと しょう しゃほんにん しゃかいてきしょうへき じょきよ
ることが重要である。例えば、障がい者本人が社会的障壁の除去のために

ふだんこう たいさく とうがいぎょうせいきかん たいおうかのう とりくみとう たいわ なか
普段講じている対策や、当該行政機関として対応可能な取組等を対話の中で

きょうゆう とう けんせつてきたいわ つう そうごりかい ふか さまざま たいおうさく じゅうなん
共有する等、建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に

けんとう えんかつ たいおう し かんが ごうりてきはいりよ
検討していくことが円滑な対応に資すると考えられる。さらに、合理的配慮

ないよう ぎじゅつ しんてん しゃかいじょうせい へんかとう おう か う
の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

ごうりてきはいりよ ていきょう あ しょう しゃ せいべつ ねんれい じょうたいとう はいりよ
合理的配慮の提供に当たっては、障がい者の性別、年齢、状態等に配慮す

るものとし、特に障がいのある女性に対しては、障がいに加えて女性である

ことも踏まえた対応が求められることに留意する。

しょう しゃ かんけいせい ちょうき ばあい つど ごうりてきはいりよ
なお、障がい者との関係性が長期にわたる場合には、その都度の合理的配慮

べつ こうじゅつ かんきょう せいび こうりよ い ちゅう ちょうきてき
とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的な

コストの削減・効率化につながる点は重要である。

3 いし ひょうめい あ ぐたいてきばめん しゃかいてきしょうへき じょきよ かん
意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関す

はいりよ ひつよう じょうきょう げんご しゅわ ふく てんじ
る配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、

おんせい え かくだいもじ ひつだん じつぶつ ていじ みぶ どう あいず
音声、絵カード、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、

こうじゅつ かんきょう せいび こうりよ い ちゅう ちょうきてき
に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコスト

さくげん こうりつか てん じゅうよう
の削減・効率化につながる点は重要である。

3 いし ひょうめい あ ぐたいてきばめん しゃかいてきしょうへき じょきよ かん
意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関す

はいりよ ひつよう じょうきょう げんご しゅわ ふく てんじ
る配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、

おんせい え かくだいもじ ひつだん じつぶつ ていじ みぶ どう あいず
音声、絵カード、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、

触覚による意思伝達等、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に

必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障がい者からの意思表明のみでなく、障がいの特性等により本人

の意思表明が困難な場合には、障がい者の家族、支援者・介助者、法定代理人

等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障がい者が、家族、支援者・介助者、法定代理人

等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障が

い者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の

趣旨に鑑みれば、当該障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するた

めに建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

4 合理的配慮は、不特定多数の障がい者等の利用を想定して事前に行われる

建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの

向上等の「環境の整備」を基礎として、個々の障がい者に対して、その

状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における

触覚による意思伝達など、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に

必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障がい者からの意思表明のみでなく、知的障がいや精神障がい

（発達障がいを含む。）等により本人の意思表明が困難な場合には、障が

い者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する

ものが本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障がい者が、家族、支援者・介助者、法定代理人

等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障が

い者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の

趣旨に鑑みれば、当該障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するた

めに建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

4 合理的配慮は、障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバ

リアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の

環境の整備を基礎として、個々の障がい者に対して、その状況に応じて

個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の

かんきょう せいび じょうきょう ごうりてきはいりよ ないよう こと
環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、

しょう じょうたいとう へんか とく しょう しゃ かんけいせい
障がいの状態等が変化することもあるため、特に、障がい者との関係性が

ちようき ばあいとう ていきょう ごうりてきはいりよ てきぎ みなお おこな
長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行

うことが重要である。なお、多数の障がい者が直面し得る社会的障壁を

あらかじめ除去するという観点から、他の障がい者等への波及効果について

も考慮した環境の整備を行うことや、相談・紛争事案を事前に防止する観点

から、合理的配慮の提供に関する相談対応等を契機に、内部規則やマニュアル

等々の制度改正等の環境の整備を図ることは有効である。

第5 過重な負担の基本的な考え方

かじゅう ふたん ぐたいてき けんとう かじゅう ふたん かくだいかいしゃく
過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するな

どして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、

具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

しょくいん かじゅう ふたん あ ほんだん ばあい しょう しゃ ていねい りゆう
職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障がい者に丁寧^{ていねい}にその理由を

説明するものとし、理解を得よう努めることが望ましい。その際には前述の

じょうきょう ごうりてきはいりよ ないよう こと しょう じょうたい
状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障がいの状態

とう へんか しょう しゃ かんけいせい ちようき
等が変化することもあるため、特に、障がい者との関係性が長期にわたる

ばあいとう ていきょう ごうりてきはいりよ てきぎ みなお おこな じゅうよう
場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要

である。

第5 過重な負担の基本的な考え方

かじゅう ふたん ぐたいてき けんとう かじゅう ふたん かくだいかいしゃく
過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するな

どして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、

具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

しょくいん かじゅう ふたん あ ほんだん ばあい しょう しゃ りゆう せつめい
職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障がい者にその理由を説明す

るものとし、理解を得よう努めることが望ましい。

とおり、職員と障がい者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、

建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に

検討することが求められる。

- ・ 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- ・ 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ・ 費用・負担の程度

第6 合理的配慮の例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様

かつ個別性の高いものであるが、例としては、次のようなものがある。なお、記載

した例はあくまでも例示であり必ず実施するものではないこと、記載されている

例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意する必要がある。

- ・ 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- ・ 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ・ 費用負担の程度

第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様

かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものが考えられる。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないこと

を前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている

具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

ごうりてきはいりよ あ う ぶつりてきかんきょう はいりよ れい
(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例)

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障がい者の希望を聞いたりする。
- 障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置をとびらふきんにする。
- 疲労を感じやすい障がい者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障がい者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障がい者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。

ごうりてきはいりよ あ う ぶつりてきかんきょう はいりよ ぐたいれい
(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障がい者の希望を聞いたりする。
- 障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置をとびらふきんにする。
- 疲労を感じやすい障がい者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障がい者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障がい者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。

さいがい じ こ ほっせい さい かんないほうそう ひなんじょうほうとう きんきゅうじょうほう き
・ 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くこ

とが 難い 聴覚障がいのある者に対し、電光掲示板、手書きのボード等

を用いて、わかりやすく案内し誘導を図る。

・ イベント会場において知的障がいのある子どもが発声やこだわりのある

行動をしてしまう場合に、保護者から子どもの特性やコミュニケーションの

方法等について聞き取った上で、落ち着かない様子のときは個室等に誘導す

る。

・ 視覚障がいのある者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合

に、求めに応じてトイレの個室を案内する。その際、同性の職員がいる場合

は、障がい者本人の希望に応じて同性の職員が案内する。

ごうりてきはいりよ あ う じょうほう しゅとく りようおよ い しそつう はいりよ れい
(合理的配慮に当たり得る情報の取得、利用及び意思疎通への配慮の例)

・ 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、触覚による意思伝達等のコミュ

ニケーション手段を用いる。

・ 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間で

ページ番号等が異なり得ること、点字版では図表がないことに留意して使用

さいがい じ こ ほっせい さい かんないほうそう ひなんじょうほうとう きんきゅうじょうほう き
・ 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くこ

とが 難い 聴覚障がい者に対し、手書きのボード等を用いて、わかりや

すく案内し誘導を図る。

・ イベント会場において知的障がいのある子どもが発声やこだわりのある

行動をしてしまう場合に、保護者から子どもの特性やコミュニケーションの

方法等について聞き取った上で、落ち着かない様子のときは個室等に誘導す

る。

・ 視覚障がいのある者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合

に、求めに応じてトイレの個室を案内する。その際、同性の職員がいる場合

は、障がい者本人の希望に応じて同性の職員が案内する。

ごうりてきはいりよ あ う い しそつう はいりよ ぐたいれい
(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

・ 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用

いる。

・ 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間で

ページ番号等が異なり得ること、点字版では図表がないことに留意して使用

する。

する。

- ・ 視覚障がいのある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに
対応した電子データで提供する。
- ・ 意思疎通が不得意な障がい者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- ・ 窓口などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- ・ 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- ・ 比喩表現等が苦手な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを
用いずに具体的に説明する。
- ・ 障がい者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、
内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語
は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記
するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。

- ・ 視覚障がいのある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに
対応した電子データで提供する。
- ・ 意思疎通が不得意な障がい者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- ・ 窓口などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- ・ 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった
配慮を行う。
- ・ 比喩表現等が苦手な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを
用いずに説明する。
- ・ 障がい者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、
内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語
は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記
するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。

(ルール・慣行の柔軟な変更の例)

- ・ 順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- ・ 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障がい者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- ・ スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- ・ 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- ・ 入館時にI Cカードゲートを通過することが困難な場合、別ルートからの入館を認める。
- ・ 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障がい者に説明の上、障がいの特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- ・ 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障がいのある委員の理解を援助する者の同席を認

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- ・ 順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- ・ 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障がい者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- ・ スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- ・ 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- ・ 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障がい者に説明の上、障がいの特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- ・ 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障がいのある委員の理解を援助する者の同席を認

める。

(その他附属機関等会議の運営における望ましい配慮の例)

- ・ 傍聴の事前申込みの際に、手話通訳、点字資料の使用等希望する支援の内容を聞き、その内容に応じて、障がいのある傍聴者に対し、可能な範囲での配慮を行う。
- ・ 会議の進行に当たり、障がいのある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- ・ 会議の冒頭で、委員に対し、点字資料は墨字資料とはページ番号等が異なり、図表がないことなどを説明し、会議資料を引用したり、言及したりする際には、当該箇所を読み上げるなど障がいのある委員や傍聴者に配慮して発言を行うこと、発言の際は名前を言うこと、また、円滑に手話通訳ができるように、ゆっくりと、かつ、はっきりと発言することなどを求める。
- ・ 会議の運営や進行に当たっては、職員が委員の障がいの特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。たとえば、視覚障がいのある委員に点字資料を用意するとともに、会議当日は、職員が隣に座って

める。

(その他附属機関等会議の運営における望ましい配慮の具体例)

- ・ 傍聴の事前申込みの際に、手話通訳、点字資料の使用等希望する支援の内容を聞き、その内容に応じて、障がいのある傍聴者に対し、可能な範囲での配慮を行う。
- ・ 会議の進行に当たり、障がいのある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- ・ 会議の冒頭で、委員に対し、点字資料は墨字資料とはページ番号等が異なり、図表がないことなどを説明し、会議資料を引用したり、言及したりする際には、当該箇所を読み上げるなど障がいのある委員や傍聴者に配慮して発言を行うこと、発言の際は名前を言うこと、また、円滑に手話通訳ができるように、ゆっくりと、かつ、はっきりと発言することなどを求める。
- ・ 会議の運営や進行に当たっては、職員が委員の障がいの特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。たとえば、視覚障がいのある委員に点字資料を用意するとともに、会議当日は、職員が隣に座って

サポートを行う。また、手話通訳者を用意するとともに、円滑に手話通訳

ができるように、手話通訳者に会議資料を事前送付する。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しな

いと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容

はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについ

ては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要である

ことに留意する。

(合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例)

・ 試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があ

った場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要

な調整を行うことなく一律に対応を断ること。

・ イベント会場内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何か

あったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、

支援を断ること。

サポートを行う。また、手話通訳者を用意するとともに、円滑に手話通訳

ができるように、手話通訳者に会議資料を事前送付する。

• 電話利用が困難な障がい者から電話以外の手段により各種手続が行える

よう対応を求められた場合に、マニュアル上、当該手続は利用者本人によ

る電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、メールや

電話リレーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること。

• 介助を必要とする障がい者から、講座の受講に当たり介助者の同席を求

める申出があった場合に、当該講座が受講者本人のみの参加をルールとし

ていることを理由として、受講者である障がい者本人の個別事情や講座の

実施状況等を確認することなく、一律に介助者の同席を断ること。

• 自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障がい者からス

クリーンや板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する申出があつ

た場合に、事前の座席確保などの対応を検討せずに「特別扱いはいできない」

という理由で対応を断ること。

(合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例)

• 事務の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その

ていきょう ことわ ひつよう はんい ほんらい ぎょうむ ふずい かぎ
提供を断ること。(必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限ら

れることの観点)

・ ちゅうせんもうしこ こうぎ さんか ちゅうせんもうしこ てつぎ おこな
抽選申込みとなっている講座への参加について、抽選申込みの手続を行

うことが困難であることを理由に、講座への参加を事前に確保しておくよう

もと ばあい とうがたいおう ことわ しょう しゃ もの ひかく
求められた場合に、当該対応を断ること。(障がい者でない者との比較に

において同等の機会の提供を受けるためのものであることの観点)

・ とうじつ しかくしょう もの しょくいん たい かいじょうない
イベント当日に、視覚障がいのある者から職員に対し、イベント会場内

を付き添ってブースを回ってほしい旨頼まれたが、混雑時であり、対応でき

る人員がいなかったことから対応を断ること。(過重な負担(人的・体制上の

せいやく かんてん
制約)の観点)

おおさかふしょう しゃさべつかいしょう
(大阪府障がい者差別解消ガイドラインについて)

じぎょうしゃ ふく ふみんむ おおさかふしょう しゃさべつかいしょう なに
事業者を含め府民向けには、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」に何

さべつ あ ごうりてきはいりよ そち のぞ
が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような措置が望ましいのかなどにつ

きほんてき かんが かつ たぐたいてきじれいとう きさい さんしょう
いて基本的な考え方や具体的事例等を記載しているので、参照されたい。

おおさかふしょう しゃさべつかいしょう
(大阪府障がい者差別解消ガイドラインについて)

じぎょうしゃ ふく ふみんむ おおさかふしょう しゃさべつかいしょう なに
事業者を含め府民向けには、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」に何

さべつ あ ごうりてきはいりよ そち のぞ
が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような措置が望ましいのかなどにつ

きほんてき かんが かつ たぐたいてきじれいとう きさい さんしょう
いて基本的な考え方や具体的事例等を記載しているので、参照されたい。

がっこう りゅういでん
(学校における留意点について)

がっこう ごうりてきはいりょ れい きょうしよくいん たいおう うえ りゅういじこうとう かん
学校における合理的配慮の例や教職員が対応する上での留意事項等に関

しては、『「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について～「と

ともに学び、ともに育つ」学校づくりをめざして～』(府立学校教職員研修用

資料) に示されているので、留意されたい。

べつびょう
別表

じむまた じぎょう じっしきかん 事務又は事業の実施機関	そうだんまどぐち 相談窓口
きょういくちやうおよ ふりつがっこういがい きょういく 教育庁及び府立学校以外の教育 きかん 機関	きょういくそうむきかくか 教育総務企画課
ふりつこうとうがっこう 府立高等学校	きょういくしんこうしつこうとうがっこうか 教育振興室高等学校課
ふりつしえんがっこう 府立支援学校	きょういくしんこうしつしえんきょういくか 教育振興室支援教育課

がっこう りゅういでん
(学校における留意点について)

がっこう ごうりてきはいりょ ぐたいれい きょうしよくいん たいおう うえ りゅういじこうとう
学校における合理的配慮の具体例や教職員が対応する上での留意事項等に

関しては、『「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について～

「ともに学び、ともに育つ」学校づくりをめざして～』(府立学校教職員

研修用資料) に示されているので、留意されたい。

べつびょう
別表

じむまた じぎょう じっしきかん 事務又は事業の実施機関	そうだんまどぐち 相談窓口
きょういくちやうおよ ふりつがっこういがい きょういく 教育庁及び府立学校以外の教育 きかん 機関	きょういくそうむきかくか 教育総務企画課
ふりつこうとうがっこう 府立高等学校	きょういくしんこうしつこうとうがっこうか 教育振興室高等学校課
ふりつしえんがっこう 府立支援学校	きょういくしんこうしつしえんきょういくか 教育振興室支援教育課